

次のような支援がありますので、できる限りご利用ください。

(令和2年5月1日現在・奈良県調べ)

相談	経営相談・ 労働相談等	新	○雇用調整助成金 申請説明会・個別相談会の実施 ○経営相談:経営の相談や資金繰りなど支援策を案内 ○労働相談:賃金や労働時間等について、働く方や事業主からの相談を受付	県	①
					②
給付	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		○協力金として中小企業20万円、個人事業主10万円を支援 (申請受付:令和2年4月28日～令和2年6月1日)	県	③
	休業等の要請にかかる協力金	新	○県の協力金とは別に、一部の市町村が独自で実施 (中小企業10万円、個人事業主5万円～10万円)	一部市町村	④
	持続化給付金		○中小企業 最大200万円 個人事業主・フリーランス 最大100万円 (申請受付:令和2年5月1日～)	中小企業庁	⑤
	雇用調整助成金		○休業手当100%で雇用維持なら、中小企業は、 県の休業要請等を受けた場合、最大10割助成	厚生労働省	⑥
	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得への支援		○年次有給休暇とは別に有給の休暇を与えた企業等を支援 ・企業で就労の場合:休暇中に支払った賃金の10/10 ・個人事業主、フリーランスの場合:1日当たり4,100円	厚生労働省	⑦
融資	県・国の融資制度		○県の制度融資 ○日本政策金融公庫の特別融資、商工中金の危機対策融資	県・政府系金融機関	⑧ ⑨⑩
減免 猶予	税金の徴収猶予		○国税、県税、市町村税、各種税金の徴収猶予	国・県・市町村	⑪
	水道料金の支払い減免・猶予	新	○市町によって、減免や支払いの猶予が受けられます。	一部市町	⑫

※内閣官房「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」等を参考に作成

③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(奈良県)

○対象(概要)：

①休業等の要請を受けた中小企業及び個人事業主

②4月25日(土)0時から5月6日(水)までの全ての期間において、対象となる
全ての施設の休業等に協力した者

○内 容：中小企業20万円・個人事業主10万円を給付（1事業者あたり）

○期 限：令和2年4月28日～令和2年6月1日(申込受付期間)

○お問い合わせ先：0742-27-3600(コールセンター)

※5月6日(水)までは休まず開設(9:00～21:00)

＜コールセンター問い合わせ実績＞（4/21～4/30）

問合わせ総数 4,059件

(休業要請・協力金 2,404件 申請方法等 818件 申請書郵送希望 341件
窓口確認等 114件 意見等 266件 感染症関係 53件 その他 63件)

＜申請実績＞(令和2年4月30日現在)

○受付件数 58件(61施設)

施設内訳(商業施設 23・食事提供施設 18・大学学習塾 15・遊興施設 5)

新 ④ 休業等の要請にかかる協力金（実施市町村）

県の協力金とは別に、休業等の要請に協力した事業者へ、市町村が独自に支援するもの。（令和2年5月1日現在判明分。）

10市町村

市町村名	中小企業	個人事業主
奈良市	10万円	10万円
大和高田市	10万円	5万円
大和郡山市	10万円	10万円
天理市	10万円	10万円
橿原市	10万円	5万円
桜井市	10万円	10万円
宇陀市	10万円	10万円
山添村	10万円	5万円
三宅町	10万円	5万円
田原本町	10万円	5万円

⑤ 持続化給付金 (中小企業庁)

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給するもの。

<給付対象の主な要件>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など

<支給額>

- 法人 200万円 個人事業者 100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限

5月1日(金)より申請受付開始 (申請先 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)

【問い合わせ先】 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

⑧ 制度融資(奈良県)

○対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少した中小企業等

○内容：新型コロナウイルス感染症対応資金の創設（5月1日）

融資限度額：3,000万円

融資期間：10年(うち据置5年)

利率及び保証料：無利子・無保証料(*)

* 売上高等が5%以上減少している個人事業者、売上高等が15%以上減少している
小・中規模事業者

融資枠の拡充（無利子・無保証料の既存3資金＋新資金）

30億円 ⇒ 1,000億円

○期限：令和3年1月31日（危機関連保証の適用期間）

【問い合わせ先】 県地域産業課 0742-27-8807
または お取引の県内金融機関へ

○県制度融資保証承諾見込（4月28日現在）

1,910件 50,129百万円

⑨

新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・ 特別利子補給制度（日本政策金融公庫）

○対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次の

①または②いずれかの要件に該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少

②業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上の減少

A：過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の平均売上高

B：令和元年12月の売上高

C：令和元年10月～12月の売上高平均額

○担保： 無担保

○貸付期間： 設備20年以内、運転15年以内（うち据置期間5年以内）

○融資限度額： 中小事業3億円・国民事業6,000万円（ともに別枠）

○金利： 当初3年間は基準金利△0.9%、4年目以降は基準金利
（中小事業1.11%→0.21%、
国民事業1.36%→0.46%）

※特別利子補給制度を併用することで、実質的に無利子で利用可能

【問い合わせ先】 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

0120-154-505

※経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」等を参考に作成



⑫

水道料金の徴収猶予の実施・減免(実施市町村)

令和2年5月1日現在判明分

9市町

市町村名	内容
奈良市	基本料金2ヶ月免除
橿原市	基本料金4ヶ月免除 支払い猶予
桜井市	水道料金の徴収猶予
五條市	使用料を2ヶ月間支払い猶予
生駒市	基本料金2ヶ月減免
宇陀市	支払時期の調整
田原本町	基本料金2ヶ月免除
王寺町	水道料金の徴収猶予
吉野町	分納による支払い猶予